

第1回長野県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療制度運営協議会概要

日時：令和元年10月25日（金）

午後1時から午後2時45分

場所：NOSAI 長野会館 4階 多目的研修室

【出席委員】

萱津会長、松下委員、平林委員、山岸委員、加賀美委員、青柳委員、竹内委員、
金井委員、清水委員、奥村委員

【会議概要】

1 開会

（委員14人中10人出席。過半数の出席により会議成立。）

2 あいさつ

（事務局長）

当広域連合事務局長の吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

新たな委員の皆様によって構成されます、初めての会議ということで、会長をご選任いただくまでの間、本会議を招集した事務局において議事進行を行わせていただき、また事務局を代表しまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、また、あいにくの天候の中、第1回運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、当広域連合の運営につきまして、平素よりそれぞれの立場から、ご理解、ご支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

平成20年に発足した後期高齢者医療制度も、被保険者の皆様のご理解、ご信頼が進み、現在、安定した事業運営を行っているところでございます。

一方、この制度の財源構成につきましては、患者負担を除き、公費から約5割、残りの約4割を現役世代の加入する医療保険が支援金として負担する仕組みとなっているため、被保険者数の増加と現役世代の人口減少は、持続可能な医療保険制度として運営していく上での大きな課題となります。

また、被保険者1人当たり医療費も年々増加しているため、後発医薬品の使用促進等の医療費の適正化のほか、医療費等に関する情報の把握、被保険者の健康づくりの推進に努めることで、1人当たりの医療費の伸びをできるだけ緩やかなものにしていく必要がございます。

そのため、国では、本年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」を公布し、この中で、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を、施策の柱として組み入れました。

後ほど担当から、詳細については説明申し上げますが、これは75歳以上の方の高齢者保健事業について、市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村において医療・健診・介護の情報等を一括して把握できるよう規定を整備するという内容でございます。一体的実施は来年度から本格実施されますが、先週末、国からこの法律の内容が盛り込まれた保健事業ガイドラインの改訂版が示されたところです。当広域連合としましても、保健事業の委託先となる市町村及び県、国保連等関係団体と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいる所存です。

また、本年度は令和2年度・3年度保険料率算定の年となっています。今回の保険料率算定に当たっては、例年検討材料としています、診療報酬の改定率や後期高齢者負担率等の動向のほか、先ほどの保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費や平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しによる影響額等も考慮に入れながら、鋭意検討を進めてまいります。

本日の会議事項では、只今お伝えした保健事業と介護予防の一体的実施及び保険料率算定スケジュールのほか、平成30年度決算の概要、第2期データヘルス計画等についてご審議をいただきます。

皆様から、忌憚のないご意見、ご提言を賜り、今後の制度運営に反映させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 会議事項

(1) 会長及び副会長選出

運営協議会設置要綱第5条の規定により委員の互選により会長及び副会長を選出。事務局から会長に萱津公子委員、副会長に若林透委員を提案し、異議なく決定。運営協議会設置要綱第6条の規定により、萱津会長が議長となり以下の議事を進行。

(2) 会議の運営について

(「資料1」について、業務課長から説明。)

(3) 平成30年度歳入歳出決算の概要について

(「資料2」について、総務課財務係長から説明。)

(4) 令和2・3年度保険料率改定のスケジュールについて

(「資料3」について、業務課保険料担当係長から説明。)

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

(「資料4」について、業務課保健事業担当係長、総務課総務係長から説明。)

(6) 第2期データヘルス計画について

(「資料5」について、業務課保健事業担当係長から説明。)

(7) 今後のスケジュール(案)について

(「資料6」について、総務課総務係長から説明。)

4 意見交換

(学識経験者)

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の資料4にある「アウトリーチ支援」とはどのような支援か。また「通いの場への参画」とは具体的にどのようなイメージか。

(保健事業担当係長)

アウトリーチ支援とは、市町村で医療や健診などのデータ分析により、健康指導が必要な方を把握し、保健師等が個別に相談や指導を行うものである。

また、通いの場については、各地域で高齢者等が集まれる場として運営しており、介護予防に向けた運動教室や講座のほか、お茶のみサロンなどを実施している。今後は、通いの場に保健師等が積極的に関わり、フレイル予防の普及啓発などをしていくイメージである。

(学識経験者)

本日の会議資料は事務局宛に送付されたが、資料の到着から協議会まで時間がなく手元に届かなかった。次回から資料は自宅へ送っていただきたい。

(業務課長)

ご要望のとおり、次回から自宅へお送りします。

(学識経験者)

先ほどのアウトリーチ支援と通いの場について補足すると、まず、アウトリーチ支援とは行政が「出向いて」行う支援である。市町村の医療専門職等が、対象者を個別に訪問して行う形の支援となる。

また、通いの場は、地域包括支援センターなどが介護予防のため運営している。

例を挙げると、須坂市では「信濃の国」を使った健康体操を行う場に積極的に声をかけ、大勢の方が参加している。また、「オレンジカフェ」として、認知症の方が外出する機会となるよう、お茶のみサロンなどを開催している例がある。

(保険医等代表)

被保険者証の氏名の上に「ふりがな」を記載して欲しいとの声が多くあるが、対応は可能か。

(資格保険料係長)

被保険者証の記載事項は法令に定められていること、また全国共通のシステムにより発行していることもあり、対応が可能か検討させていただきたい。

5 その他

- ・台風 19 号に伴う災害への対応について

(「その他 資料」について、資格保険料係長から説明。)

6 閉会

(事務局長)

本日、皆様には長時間にわたり、大変熱心にご審議いただき、また貴重なご意見等をいただきました。萱津会長には円滑な議事運営に努めていただき、滞りなく審議を尽くすことができました。皆様に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

本日いただきましたご意見等につきましては、今後の制度運営に十分に活かしてまいりますと存じます。

また、今回は、今後のスケジュールの中でもご報告申し上げましたように、日程調整の上、年明けの 1 月から 2 月の間に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る具体的な事業内容や、保険料率の算定を中心議題に、本運営協議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

皆様には、今後とも引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の言葉とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。